平成２９年（フ）第２２１号
相模原市中央区相模原４丁目９番７号　ホーユウコンフォルト305
債務者　岸本　朋子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２３３号
相模原市緑区大島3394番地６　レオパレスレアル106
債務者　石井　　弘
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２３４号
相模原市中央区南橋本１丁目19番１号　南橋本プラザハイム804
債務者　飛世　貴子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２４０号
相模原市中央区富士見３丁目６番21―201号
債務者　岡本　恵子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２４３号
相模原市中央区星が丘１丁目11番３号　ハイツ・スターヒルズ304号
債務者　上條　　治
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２４５号
相模原市中央区相模原５丁目11番９号　日神パレステージ相模原302
債務者　小町　琢也
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４５号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字西之宮10番地の１　シャトー雅206号
債務者　永田　英一
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４６号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字西之宮10番地の１　シャトー雅206号
債務者　永田　泉美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３０号
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番３―95号
債務者　横川　泰嗣
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０９８号
大阪市東成区大今里３丁目１番30―607号、前住所大阪府東大阪市太平寺１丁目８番14号
債務者　Ｊ―ＦＡＩＲこと　畠中　淳成
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１６１号
大阪市北区中津６丁目７番22―703号
債務者　荒井小百合
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１８１号
大阪府八尾市天王寺屋２丁目96番地　シーズンコート301号
債務者　北山　　武
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４８号
大阪市平野区喜連西２丁目10番２―404号
債務者　しげること　伊原木理記子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８０号
大阪府交野市梅が枝24番206号
債務者　田中井國輝
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８２号
大阪府交野市梅が枝24番206号
債務者　田中井勝幸
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５７６号
大阪府東大阪市衣摺１丁目10番８号　ＹＯＵハイム衣摺108
債務者　増田　広志
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５７８号
大阪府高槻市登美の里町18番19号
債務者　小澤　惠子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６８７号
大阪市西成区太子１丁目６番14号　カーサパール　812
債務者　隈部　照行
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部